

## 議員報酬の検討視点

### ● 原 則(検討手法)

NO	方 式	特 徴
1	標準方式 (全国町村議会議長会 標準モデル方式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 首長の給料を基準として算出する。</li> <li>○ 議員の議会活動日数に日常の議員活動日数（住民対応・調査研究）を加味し、首長の活動日数と比較する。</li> <li>○ その割合に首長の給料月額を乗じて議員報酬を算出する。</li> </ul>
2	比較方式 (類似団体比較)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町村議会実態調査結果の概要（全国町村議会議長会発行）の統計資料を根拠とする。</li> <li>○ 参考要素は高いが、根拠（説得性）としては低い。</li> </ul>
3	収益方式 (成果重視)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 収益の視点は重要だが、算定方法は確立していない。</li> <li>○ 報酬との関連付けは困難である。</li> </ul>
4	原価方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スタンダードな例としては、①議会活動、②議員活動、③議会活動・議員活動に付随した活動（質問や議案に関する調査等）、④それ以外の議員活動（議員として関わる住民活動等）を中心にそれぞれ時間数を積算し、当該時間日単位に換算後、首長の活動日数と比較する。</li> <li>○ 上記の割合に基づき、首長の給料から議員の報酬を算出する。</li> </ul>

### ● 留意点

NO	議員報酬を検討する上での留意事項
1	議員報酬は、時間給でも給与（＝常勤職）でもない（公選職）
2	議員報酬は、活動量によって変化する可能性を前提とする。
3	夜間議会の可能性（労働法制等の整備を前提がなければ拙速な夜間議会の導入は議会力減）
4	議員の期末手当は給与と連動しないため独自の論理が必要（期末手当は業績反映が趣旨）
5	議員の諸手当（育児手当等）は法的根拠がないため、今後の議論（「公選職」の規定導入）
6	報酬を区分する発想は客観的基準（議長・副議長・委員長）以外は慎重にすべき。

※ 江藤俊昭議会センター(大正大学社会共生学部公共政策学科教授)研修会資料から引用(R3.8.22)

※ 「町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告(H31.3)(町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会発行)」から引用

## 議員の定数と報酬のあり方について（答申）

令和3年6月24日付で芽室町議会議長名をもって諮詢のあった「議員の定数と報酬のあり方」について、次のとおり答申する。

なお、議長から当会議に諮詢された趣旨は、議員定数と報酬について、適正な人数や報酬額等の具体的な数値を求めるだけでなく、住民視点での率直な声として「考え方」や「あり方」を求められたものである。

当会議ではこれまでの間、6度の会議等を経て「定数・報酬等に係る現状の確認」「他自治体との比較・分析」「専門家による基礎知識の研修受講」「議員アンケート等に基づく実態調査」等を行い、住民視点で客観的に議会活動を調査・研究してきたところである。

これらを踏まえて、本町議会が将来に向けて発展すべく視点としてまとめた結果を答申する。

### 記

#### 1 定数と報酬の見直しに際しては、

「エビデンス（根拠）」と「理念」を明確にすること。

近年、専門家の調査・研究により、議員定数と報酬の妥当性を導くための提言が示され始めている。現時点では、その確立度に慎重な見極めは要するものの、客觀性の担保としては有効な根拠であることから、これらを含めて可能な範囲で統計・分析等による根拠を明確にすることを求める。

また、前述した事項と併せて、議会の意思として、本町議会の歴史を踏まえた議会権能の維持と発展に関する主張や理念を明確にすることを求める。

#### 2 定数と報酬の見直しに際しては、

議会活動の「量の精査」と「質の向上」を明確にすること。

議員定数及び報酬の根拠として「活動量」を主たる要素と捉えたとき、議会自身による活動の実態把握と成果の検証は必須となる。

議会の使命は、本来は「議決」と「行政に対する監視と適正な批判」であり、本町議会においては、これを前提に議会基本条例に基づく「活性化事業（住民と歩む議会運営）」を創意工夫し実行している。

いずれも「住民の福祉向上」が目的であるものの、この活動手法や成果は検証されておらず、言い換えれば、漫然と継続されている事業が報酬の根拠として存在している可能性も否めない。

のことから、特に下記2点について具体的に求める。

1点目は、委員会機能について、各委員個々の不断の調査研究を基に、委員会固有の権限である「調査権」及び「審査権」を委員会が主体的かつ主導的に行使し、政策形成サイクルを念頭に置いた「行政に対する監視と適正な批判」の使命を果たすこと。

あえて、具体的に説明するのなら、傍聴や録画中継から見える委員会調査の実態は、行政が主体となった事業説明に対し、議会が受け身となつた一過性の質疑が多く、委員会へ期待する姿は、広範多岐にわたる町の課題について、より計画的に、横断的に、かつ合同委員会の機能も存分に発揮することが挙げられる。

2点目は、活性化事業について、個々の事業における活動内容の目標・目的と成果を明確にし、もって、真に必要な活動を精査の上、所期の目的である「住民の福祉向上」に寄与する活動に特化すること。

### 3 定数と報酬の見直しに際しては、

「自己評価」と「他己評価」を機能させ、相関性を発揮させること。

長年にわたり、本町議会は、全国規模の研究機関が実施する活動評価において極めて高い水準を維持している。一方、住民がその成果を実感することは極めて乏しく、よって、住民が議会を評価する困難性を痛感した。

しかしながら、当会議においては、この事実に対する住民認識度を向上させることに力点を置くことを提言するのではなく、議会の特質を鑑みた時に、その認識度は、日常から安定的に維持する必要性は必ずしも高くなく、議会は、行政と異なる視点で適時・的確・正確に機能することが、最も重要な責務と捉えたところである。

これらのことから、議会が担う住民意見の聴取をはじめ、評価の手法・手段については、下記事項を総合的に機能させることを求める。

- ・議会サポーターの専門的知見を学び、定期的に調査研究すること。
- ・議会改革諮問会議、モニターミーティングを活用し、住民意見を反映させること。
- ・広報媒体の活用により広く住民に情報を発信し、声を聞くこと。
- ・自己評価のあり方を検証すること。
- ・外部評価を段階的に実践し、事業成果に基づき改善すること。

#### **4 定数と報酬の見直しに際しては、 「法制度の拘束」に対して提言する視点を持つこと。**

当会議の議論、協議において、議員という職責を全うするにあたり、生計維持の環境整備は重要課題の一つであるとの結論に至った。政務活動費の支給をはじめ、年代別報酬額の設定や新たな各種手当支給の可否等様々な意見・提案が出された経過である。

この結果、議員の待遇については、地方自治法等の各種根拠法令に基づくことは言うまでもない原理原則であることを前提としつつも、本町議会議員が健全に活躍するとともに、将来に向けて「なり手」を安定的に期待するためには、ピンポイントの「収入源」を模索することよりも、兼職・兼業禁止の改正や報酬から給与制度への改正など、時代に即した背景を敏感に捉え「活動」から「仕事」としての地位向上等の調査研究が肝要と捉えたところである。

これらのことから、本町議会としては、「法制度の拘束」に対し大胆な発想で新たな流れを誘因する提言の視点を持つことを求める。

#### **5 定数と報酬の見直しに際しては、 議員間の「意見交換」及び「情報共有」にいっそう努めること。**

今回の会議では、議員全員を対象にしたアンケート（14問）及び議員との意見交換（常任委員会正副委員長）を実施した。

その結果、アンケートから浮き彫りになったことは、議員の大半が「住民の意見聴取」や「議員間の自由討議」に力を入れたいにもかかわらず、「委員会（議論・ミーティング）」や「資料の調査・読み込み」に多くの時間を割いている実態であり、意見交換から垣間見たことは、「議員活動」と「議会活動」のバランス確保に苦慮している実態である。

議員個々の期数の長短によって、この実感は異なる傾向はあるが、それぞれが抱える苦悩や課題について、議員間での意見交換や意思疎通が十分とは言えないと捉えた事象である。

これらのことから、議会活動の基本となる議員間の「情報共有」と「共通認識」にいっそう努めることを求める。